

のうせい 佐用

農業委員会だより

第 63 号

令和 4 年 2 月 7 日発行

佐用町農業委員会

TEL.82-0667 (農林振興課)

FAX.82-0017

ちくさ刊



椿祐樹さん（安川）は、佐用高等学校農業科学科を卒業し、農業資材会社で無人ヘリの整備や操縦、販売などの仕事に従事していました。「農薬散布に限らず、生育調査など、より幅広い業務にチャレンジしたい」という思いから、平成 30 年に独立し起業。現在は、無人ヘリ・ドローンを使った防除、操縦の教習、防災業務などを行っています。

ドローンは農薬散布だけでなく、施肥や種蒔の直播ができ、無人ヘリに比べ小規模な団地でも活用できるのがメリットの一つです。

「新しい分野を切り拓いていく可能性にやりがいを感じる」と椿さん。『空』からの新しい道具は、効率化、省力化にもつながる。農家のみなさんに、空から喜びと感動を届けられるよう取り組みます」と意気込みを新たにしていました。

知って得する農業者年金

農業者年金制度が一部改正され、より便利になります！

農業者年金制度とは？

農業者年金制度とは、「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的年金で、農業者に広く門戸が開かれた制度です。

農業委員会組織とＪＡグループが政府に働きかけて、１９７０（昭和４５）年に農業者年金制度が創設されました。２００２（平成１４）年に現在の制度となり、農業委員会組織、ＪＡ組織が連携して周知徹底と加入推進を行っています。

農業者の豊かな老後を支える農業者年金は、経済社会情勢が変化しても変わらぬ魅力を持っています。



★農業者年金加入要件

① 国民年金第１号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）

② 年間６０日以上農業に従事

③ ６５歳未満

農業に従事する方なら広く加入できる終身年金です。少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型で、保険料はいつでも千円単位で自由に変更できます。８０歳到達前に亡くなられた場合は、遺族に死亡一時金が支払われます。

また、一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

農業者年金制度の一部改正

今年、農業者年金制度が一部改正され、さらに便利になります。（表①）

表① 制度の一部改正内容

	改正前	改正後	施行日
【１】納付下限額の引下げ	２万円から	３５歳未満の※一定の要件を満たす方は、１万円から	令和４年１月１日
【２】加入可能年齢の引上げ	【加入可能年齢等の加入要件】 ２０歳以上 ６５歳未満 かつ 国民年金第１号被保険者 かつ 年間 ６０日以上農業に従事	【加入可能年齢等の加入要件】 左部要件 または ６０歳以上 ６５歳未満 かつ 国民年金第１号被保険者（任意加入被保険者） かつ 年間 ６０日以上農業に従事	令和４年５月１日
【３】受給開始時期の選択肢の拡大	① ６５歳到達または ② ６０歳以上 ６５歳未満で繰り上げ請求をした日	① ６５歳以上の者から支給の請求があった日 または ② 支給の請求せずに ７５歳に達したときまたは ③ ６０歳以上 ６５歳未満で繰り上げ請求をした日 ※ただし、改正は昭和３２年４月２日以降に生まれた方が対象であり、それ以前に生まれた方は従来のとおり。	令和４年４月１日

※一定の要件を満たす方：左ページ上段「★政策支援加入要件」③の区分１～４に該当しない方、区分１または２以外の農業を営む者の農業に常時従事している後継者として指定された直系卑属でない方



若い農業者に手厚い政策支援（保険料の国庫補助）

39歳までに農業者年金に加入すれば、必要な要件を満たしたときから、国庫補助（最大月額1万円）を受けることができます。

保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間で、期間を過ぎた場合は通常の保険料になります。また、国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円（国庫補助額を含む）で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。

保険料補助は通常加入の要件に加え、次の3つの要件を満たす方が受けられます。

★政策支援加入要件

- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。
- ② 必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）
- ③ 区分1～5（表②）のいずれかに該当する人。

表② 政策支援加入区分（保険料月額2万円）

区分	必要な要件	35歳未満		35歳以上	
		本人負担	国庫補助	本人負担	国庫補助
1	認定農業者で青色申告者	1万円	1万円	1万4千円	6千円
2	認定就農者で青色申告者	1万円	1万円	1万4千円	6千円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	1万円	1万円	1万4千円	6千円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円	6千円	1万6千円	4千円
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以上）に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円	6千円	—	

※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分（国庫補助額が減額になることがあります）または通常の保険料への変更が必要です。

※保険料の国庫補助が受けられる期間は、ア）35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、イ）35歳以上であれば10年以内とされ、通算して最長20年となっています。



保険料の国庫補助を受けた場合、年金額は①特例付加年金（国庫補助＋運用益）と②農業者老齢年金（保険料＋運用益）になるんだ。

若い時から加入することで、少ない月々の負担でも二段構えで老後生活に備えられるのは魅力的だね。

①特例付加年金：国庫補助分の年金 ②農業者老齢年金：本人負担分の年金

公的年金ならではの税制上の優遇措置で節税を

農業者年金の保険料は2万円（一定の要件を満たす方は1万円）から6万7千円まで、自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直し可能です。（保険料の国庫補助を受けていない場合に限る。）支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。そのため、農業収入が多い時に保険料を増額、少ない時は減額することで、より大きな節税効果を得ることができます。

問い合わせ先

ご加入を検討される方は、農業者年金基金または農業委員会事務局までお問い合わせください。
独立行政法人農業者年金基金
専門相談員

☎ 03-3502-3199

農業委員会からの お知らせ

問 Tel 82-0667
information

利用権設定で安心して貸し借りを

利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借契約です。この制度を利用することにより、安心して農地の貸し借りができます。また、手続きについても簡単な申込みで農地の貸し借りができます。

メリット

- ① 農業委員会が貸し借りの管理を行うので、安心して貸し借りができます
- ② 貸した農地は、契約時に決めた期限が来れば必ず返ってきます
- ③ 農業経営の規模拡大が簡単にできます
- ④ 貸借期間中は安心して耕作ができます（途中解約には双方の合意が必要です）
- ⑤ 終期が近づけば、農業委員会からお知らせします

申請書は、農業委員会に備えていますので、貸し借りをされる場合にはご相談ください。



全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、農業委員会ネットワークが発行する週刊の農業専門誌です。農業者の幅広い情報を週刊で発信しています。

■様々な問題に、じっくり鋭く迫ります

週刊誌の特性を生かして、企画を重視しじっくりと解説をします。また、農政・時事・経営問題には鋭く斬り込み、1週間の農業・農政の動きを分かりやすくまとめています。

■充実した経営情報と流通の現場情報を伝えま す

激変・変革の時代。専業・兼業を問わず農業経営にとって「情報」が命です。「経営・技術・

流通」で、経営に役立つ旬の情報をお届けします。

■地域を元気にする情報を提供します

地域別の中山間農業やブランド化などの地域農業の活性化事例や、鳥獣害対策について提供します。

- 月4回金曜日発行
- 月700円（税込）

申込みを検討される方は、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。



許可申請締切日

農地に関する許可申請の締め切りは、毎月
末です。

3月委員会分	2月28日(月)
4月委員会分	3月31日(木)
5月委員会分	4月28日(木)